

平成十九年二月定例会（二月二十二日）

長野広域連合議会会議録

長野広域連合議会

平成十九年二月二十二日(木曜日)

出席議員(三十三名)

第一番	伝田長男君
第二番	塩入学君
第三番	風間俊宣君
第四番	加藤吉郎君
第五番	中川弘君
第六番	町田伍一郎君
第七番	小林義和君
第八番	野々村博美君
第九番	伊藤治通君
第十番	小林秀子君
第十一番	石坂郁雄君
第十二番	池田郁清君
第十三番	永井康彦君
第十四番	豊田清寧君
第十五番	善財文夫君
第十六番	中澤直人君
第十七番	田沢佑一君
第十八番	米澤生久君
第十九番	関正義君
第二十番	円尾美津子君
第二十一番	金田茂君

第二十二番	碓井亮一君
第二十三番	毛利鹿峰君
第二十四番	篠原誠君
第二十五番	清水嘉夫君
第二十六番	山本国雄君
第二十七番	関塚賢一郎君
第二十八番	小林毅君
第二十九番	伊藤延夫君
第三十番	久保田良一君
第三十一番	宮島康光君
第三十二番	羽入田頼衛君
第三十三番	神谷昇君
第三十四番	佐野昌平君
第三十番	佐野昌平君

説明のため会議に出席した理事者

広域連合長(長野市長)	鷲澤正一君
助役	酒井登君
収入役	伊藤克昭君
副広域連合長(須坂市長)	三木正夫君
副広域連合長(千曲市長)	宮坂博敏君
副広域連合長(坂城町長)	中沢一君
副広域連合長(小布施町長)	市村良三君

副広域連合長 (高山村長)	久保田 勝 士 君
副広域連合長 (信州新町長)	中 村 靖 君
副広域連合長 (信濃町長)	松 木 重 博 君
副広域連合長 (小川村長)	大 日 方 茂 木 君
副広域連合長 (中条村長)	宮 島 和 彦 君
副広域連合長 (飯綱町長)	遠 山 秀 吉 君

環境推進課係長	八 町 充 君
職務のため会議に出席した職員	

総務課主査	池 田 順 英 君
環境推進課主査	宮 川 隆 一 君

説明のため会議に出席した職員

(事務局職員)

事務局長	米 倉 秀 史 君
事務局次長兼総務課長	中 澤 秀 生 君
事務局次長	市 村 卓 美 君
事務局次長兼環境推進課長	山 崎 富 夫 君
介護認定審査課長	中 村 義 男 君
総務課調整幹	小 島 章 夫 君
総務課主幹	和 田 秀 晴 君
環境推進課建設推進室長	土 屋 文 治 君
総務課課長補佐	犬 飼 厚 君
環境推進課課長補佐	山 崎 千 裕 君
総務課係長	青 木 知 之 君
総務課係長	新 井 芳 美 君
介護認定審査課係長	内 海 修 君
環境推進課係長	小 池 啓 道 君

議 事 日 程

午後一時三十分 開会

- 一 開会、開議
- 一 会期の決定
- 一 議席の指定
- 一 会議録署名議員の指名
- 一 諸般の報告
- 一 議案第一号上程、議長から指名、決定
- 一 議案第二号上程、議長から指名、決定
- 一 議案第一号から議案第六号一括上程、理事者説明、質疑、委員
会付託
- 一 議案第七号上程、理事者説明、質疑・討論省略、委員会付託省略
採決
- 一 福祉環境委員会委員長互選の結果報告
- 一 委員長報告
- 一 委員長報告に対する質疑、討論、採決
- 一 広域連合長あいさつ
- 一 閉会

○議長（伊藤治通君） ただいまのところ、出席議員数は三十三名でございます。
ます。

よって、会議の定足数に達しておりますので、これより、平成十九年
二月長野広域連合議会定例会を開会致します。

午後一時三十一分 開議

○議長（伊藤治通君） 本日の会議を開きます。

本日の欠席通告議員は、三十番 佐野昌平君の一名であります。

会期の決定を議題と致します。

本定例会の会期につきましては、議会運営委員会の意見を徴しました
結果、本日一日と致したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の呼ぶ者あり）

○議長（伊藤治通君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日一日と決定致しました。

なお、日程につきましては、お手元に配布のとおり行いたいと思いま
すので、御了承をお願い致します。

次に、広域連合議員に一部異動がありましたので、議席の指定を議題
と致します。

議長から異動のあった三名の議席を指定したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤治通君) 御異議なしと認めます。

ただ今御着席の氏名表示板に記載してあります番号のとおり、議席を指定します。

該当議員さんは、お手元の名簿の順に自席で自己紹介を お願い致します。

それでは、十三番の永井君からお願い致します。

(該当議員自己紹介)

○議長(伊藤治通君) 次に、会議録署名議員を()指名申し上げます。

三番 風間俊宣君、三十一番 久保田良二君、以上、二名の方を指名致します。

この際、諸般の報告を致します。

監査委員から、平成十八年十月分から十二月分の一般会計・特別会計の例月現金出納検査の結果について、議長の手元に報告書がまいつておりますので、御報告致します。

次に、人事の紹介を申し上げます。

過般、理事者に異動がありましたので、紹介致します。

(信濃町長自己紹介)

○議長(伊藤治通君) それでは議事に入ります。

議会第一号 常任委員会委員の選任についてを議題と致します。

本件に関しましては、先に広域連合議会議員に一部異動がありました。

このため、長野広域連合議会委員会条例第七条第一項の規定により、

議長から後任の委員を指名申し上げます。

総務委員会委員に、永井康彦君以上一名。

福祉環境委員会委員に、豊田清寧君、善財文夫君以上二名。

お諮り致します。

ただ今、議長より指名致しましたとおり、後任の委員を選任することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤治通君) 御異議なしと認めます。

よって、ただ今、指名致しました諸君をそれぞれの常任委員会委員に選任することに決しました。

次に、議会第二号 議会運営委員会委員の選任についてを議題と致します。

本件に関しましては、先に広域連合議会議員に一部異動がありました。

このため、長野広域連合議会委員会条例第七条第一項の規定により、

議長から後任の委員を指名申し上げます。

議会運営委員会委員に、豊田清寧君以上一名。

お諮り致します。

ただ今、議長より指名致しましたとおり、後任の委員を選任することに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長（伊藤治通君）御異議なしと認めます。

よって、ただ今、指名致しました諸君を議会議運営委員会委員に選任することに決しました。

続いて議事に入ります。

議案第一号から議案第六号まで、以上六件、一括議題と致します。

理事者から提案理由の説明を求めます。

鷺澤正一 連合会長。

○広域連合会長（鷺澤正一君）本日、ここに平成十九年二月長野広域連合議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、時節柄何かとお忙しい中、御出席をいただきまして誠にありがとうございます。

提出いたしました議案等の審議につきまして、よろしくお願い申し上げます。

本連合は、平成十二年四月に発足して以来、老人福祉施設の運営や介護認定審査、広域的ごみ処理対策など、広域にわたり処理することが適当な事務事業について、関係市町村と連携して実施してまいりました。

この間、我が国の社会経済情勢は、少子・高齢社会の進行や高度情報化の進展、三位一体改革、あるいは市町村合併などにより、大きく変化してまいりましたが、本連合においては、構成市町村や議員の皆様のご理解と御支援をいただきながら、着実に事業を推進してまいることができました。

これまでの議員の皆様のご御尽力に厚く感謝申し上げます。

さて、本連合の平成十九年度の主要事業について申し上げます。

最初に、最重要課題であります広域的ごみ処理対策について申し上げます。

今月六日、長野地域の関係市町村長と長野県知事が地域の政策課題について意見交換を行うボイス八十一長野地域会議が開催され、地域の共通課題と各市町村の個別提案要望について意見交換が行われました。

このうち、地域の共通課題として長野以北並行在来線問題、廃棄物行政における県と市町村の関わり方、医療の充実の三点について、意見交換を行いました。

廃棄物行政における県と市町村の関わり方の中では、本連合が計画しているごみ処理施設の建設について、私から次の二点について県知事をお願いいたしました。

一つは、今後、各建設候補地について実施が予定される調査・計画事業、特に、県条例に基づき実施いたします環境影響評価について、事業が速やかに進むよう支援・協力をお願いいたしました。

二つ目は、施設建設の重要な財源となる国の交付金、循環型社会形成推進交付金の手続きが円滑に進むよう、この点につきましても、県の理

解と協力をお願いしたところでございます。

村井知事からは全面的に協力するとのことをお話をいただく等、今回の意見交換を通じ、本圏域の表情について一定の御理解をいただけたものと思っております。大変良かったと考えております。

各建設候補地の進捗状況でございますが、長野市においては、昨年末に地元の御了解をいただきまして、建設候補地の測量・地質調査を実施いたしました。

地元の皆様には、心から感謝を申し上げる次第でございます。

結果につきましては、面積は市道を除いて三・六七ヘクタールで、ほぼ見込みどおりの敷地面積であること。また、地質については既存の長野市清掃センターとほぼ同様であり、建設には特に支障がない地盤であることを確認させていただきました。

一月二十二日には、施設建設を進めるための次のステップとして、環境影響評価の実施について大豆島地区区長会及び松岡区へ申し入れをさせていただきました。

環境影響評価は、県条例に基づき、まず地域の現況の把握を行い、ごみ処理施設が建設された場合に地域に与える影響を予測・評価するもので、施設建設の手續きとして極めて重要な調査でございます。

本連合といたしましては、地元の皆様の御意見を十分に反映し、積極的に情報を公開していくとともに、住民の皆様にも調査を実施して良かったと、評価していただけるような環境影響評価を実施してまいりたいと考えております。

長野市に建設予定の焼却施設につきましては、平成二十四年度の稼働

を目指しておりますが、地元の皆様にはできるだけ早期に環境影響評価の実施について御理解をいただけますよう長野市とともに、今後も真摯に説明に努めてまいります。

また、須坂市においては、昨年十二月に地元の窓口となる米子地区自然環境を守る会が設立されましたので、引き続き、話し合いを継続してまいります。

千曲市におきましても、建設候補地として御理解がいただけますよう粘り強く交渉を行ってまいりますので、議員各位におかれましても、一層の御支援をお願い申し上げます。

次に、高齢者福祉施設の運営について申し上げます。

本連合が運営する高齢者福祉施設につきましては、介護保険制度の改正や多様化する住民ニーズに対応しながら、施設サービスの充実と安定した施設運営に努めております。

新年度においても、一層のサービス向上と健全な運営に努力してまいります。

特に平成十八年度からの介護報酬の減額改定に対応するため、収支改善計画により、稼働率の向上等による増収策や物品の一括購入などによるコスト削減などを実施してまいります。

養護老人ホームにおきましては、昨年十月から、新たに訪問介護事業を立ち上げるなど、介護保険サービスも御利用いただくための体制を整えましたことから、今後、介護保険サービスの充実も図ってまいります。

また、特別養護老人ホームにおいては、個々の御利用者の多様なニーズに対応できるよう、職員体制も見直しながら、介護サービスの一層の

充実を図ってまいります。

また、本連合の高齢者福祉施設等の今後の在り方については、広く学識経験者や福祉関係者等の皆様から御意見をいただくため、昨年六月、長野広域連合高齢者福祉施設等の在り方検討懇話会を設置し、六回にわたり精力的に御審議をいただき、本年一月、懇話会から本連合の高齢者福祉施設については、段階的に社会福祉法人へ移管することが適当である、などの御提言をいただきました。

本連合としては、提言を尊重し、この提言を実行に移すため、推進組織を設置し、本年十月頃までに推進計画を策定し、平成二十二年から段階的に社会福祉法人へ移管できるように準備を進めてまいりたいと考えております。

実行に当たりましては、様々な課題もございますが、議員の皆様にも御相談申し上げながら進めてまいりたいと考えておりますので、宜しく願いたいします。

次に、介護認定審査について申し上げます。

昨年四月から十二月までの介護認定の審査判定件数につきましては、合計一万九千五百六十一件で、前年度同期と比較しますと二・九%の増加となっております。

増加の理由といたしましては、本年度から新たに予防給付の判定が始まりましたこと。平成十六年度から認定有効期間が最長二十四か月に延長され、本年度に更新時期を迎えたこと。認定有効期間中の心身状態の変化による変更申請が増えたことが主な要因と考えております。

また、審査判定の内訳でございますが、特に予防給付の審査判定実績

といたしましては、昨年十二月までの審査判定件数一万九千五百六十一件のうち、予防給付の対象となる「要支援一」及び「要支援二」は五百四十二件で、全体の二七・八%となっております。また、認定有効期間が最長二十四か月に延長されたものは四千六百五十四件で、更新申請全体の三十三・一%となっております。

なお、これらの実績を踏まえまして、平成十九年度の審査判定件数については三万七百七十二件、必要な審査会の開催は七百九十四回と見込んでおるところでございます。

次に、障害程度区分認定審査について申し上げます。

本年度から開始いたしました障害程度区分認定審査は、昨年十二月までに審査会を四十八回開催し、千二十六件の審査判定を実施いたしました。

在宅者の審査判定については、ほぼ終了いたしましたことから、これからは施設入所者を中心に、週一回程度、審査会を開催し、審査判定を行ってまいります。

今後の審査判定の見込みでございますが、障害程度区分の認定有効期間が三年となっておりますことから、平成十九年度からの審査判定件数については、大幅に減少することが見込まれます。

また、三年後の平成二十一年度においては、本年度と同様な件数が見込まれますが、本年度のように短期間に審査判定を集中させないように、認定有効期間の終期を各市町村において調整しております。

このため、平成十九年度以降の審査会につきましては、審査会委員及び合議体の数を現在の四十名八合議体から、二十名四合議体に縮小して、

運営してまいりたいと考えております。

次に、第二次長野地域ふるさと市町村圏計画後期基本計画の策定について申し上げます。

長野地域は、平成四年に、ふるさと市町村圏の指定を受け、国のふるさと市町村圏推進要綱に基づいて、圏域の計画的かつ一体的な振興整備を推進するため、平成五年に長野地域ふるさと市町村圏計画を、また、平成十四年には、第二次長野地域ふるさと市町村圏計画を策定してまいりました。

ふるさと市町村圏計画は、基本構想、基本計画等から構成されており、第二次長野地域ふるさと市町村圏計画の基本構想については、平成十五年度から平成二十四年度までの十年間となっております。

また、基本計画については、前期基本計画が平成十五年度から平成十九年度までの五年間となっておりますことから、平成十九年度において、平成二十年度以降の五年間の後期基本計画を策定してまいります。

策定に当たっては、基本構想及び前期基本計画を基に、広域的な視点から、圏域の総合的かつ一体的な整備のための施策を示してまいりたいと考えております。

最後に、長野地域ふるさと市町村圏事業について申し上げます。

長野地域ふるさと市町村圏事業は、長野地域がふるさと市町村圏の指定を受けた際、関係市町村出資金及び県助成金による十億円のふるさと市町村圏基金を本連合に造成し、その運用果実により運営している事業でございます。

新年度においては、写真を通じて広く圏域の皆さんに長野地域の魅力

を再発見していただくふるさとフォトコンテスト事業 年二回、圏域全戸を対象に発行している広域情報紙AREAながの作成事業、バスツアーにより圏域の歴史、伝統文化、産業などにふれ、身近な市町村への親しみや理解を深めていただくふれあい探訪事業について、引き続き、関係市町村と協議、連携しながら実施してまいります。

また、広域的課題調査研究事業につきましては、し尿処理、火葬施設及び消防の広域化のほか、広域的高度情報化の推進について専門部会を設置して、調査研究を行っております。

特に現在、圏域内三消防本部の広域化の可能性について消防専門部会で検討しており、今後、県が策定する消防広域化推進計画を考慮しながら、本年秋の最終報告に向けて調査研究をしてまいりたいと考えております。

なお、国の長谷川消防庁消防・救急課長の基調講演などの長野地域の消防力の向上を考えるシンポジウムを本月二十六日に開催する予定であります。

大勢の議員の皆様のご参加をお願いいたします。

以上、平成十九年度の主要事業について申し上げますが、本日、提出いたしました案件は、平成十九年度長野広域連合一般会計予算ほか五件及び公平委員会委員の選任一件であります。

詳細につきましては、人事案件については私から、その他の案件については助役から御説明申し上げますので、十分な御審議をいただき、御決定いただきますようお願い申し上げます。開会の御挨拶とさせていただきます。

○議長（伊藤治通君） 酒井登 助役

○助役（酒井登君） 私から、本定例会に提出いたしました各議案について御説明申し上げます。

初めに、議案第一号、平成十九年度長野広域連合一般会計予算について御説明申し上げます。

別冊予算書の三ページを御覧いただきたいと存じます。

第一条において、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ七億一千八百八十五万六千円とし、第二条において、地方自治法第二百四十四条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額を六ページの第二表、債務負担行為のとおりと定めさせていただくものでございます。

次に、第二条において、地方自治法第二百二十五条の三第二項の規定による、一時借入金（借入れの最高額を、一億円と定めさせていただく）のことでございます。

次に、第四条において、地方自治法第二百二十条第二項ただし書の規定による歳出予算の流用は、人件費に過不足が生じた場合、同一款内の各項目間の流用をお認めいただくものでございます。

次に、五ページを御覧いただきたいと存じます。

第一表、歳入歳出予算の歳出から款を追って御説明申し上げます。

第一款、議会費、二百七十四万九千円は、議会活動に要する諸経費を計上したものでございます。

第二款、総務費、一億二千三百二十万二千円のうち、第一項、総務費、一億二千二百九十万四千円は、総務課職員の人件費など一般管理的経費を計上したものでございます。

第二項、監査委員費、二十一万二千円、第三項、公平委員費、十二万二千円、第四項、選挙管理委員費、六万四千円につきましては、監査及び各委員会の事務執行に要する経費でございます。

第三款、民生費、一億七千七百五十万二千円のうち、第一項、施設管理費、二千七十九万五千円は、老人ホーム等の高齢者福祉施設の管理に係る職員の人件費が主なものでございます。

第二項、老人ホーム入所判定委員費、十一万五千円は、養護老人ホームに係る入所判定委員会の開催に要する経費でございます。

第三項、認定審査会費、一億五千六百五十九万二千円は、介護認定審査会及び障害程度区分認定審査会の開催に要する経費を計上したものでございます。

第四款、衛生費、第一項、環境推進費、二億三百九十八万六千円は、長野県条例に基づく環境影響評価の実施に係る業務委託料など、ごみ処理施設の建設に係る経費を計上したものでございます。

第五款、公債費、二億三百八十一万七千円は、老人ホーム及び旧長野広域病院の建設の際に借入れた起債等の元金及び利子の償還費を計上したものでございます。

第六款、予備費、五十万円につきましては、緊急時のやむを得ない支出に備えるものでございます。

次に、戻りまして、四ページの歳入につきまして御説明申し上げます。

第一款、分担金及び負担金、第一項、負担金、三億八千六百五十三万三千円は、規約に規定されております負担率に基づき、関係市町村からの負担金でございます。

第二款、財産収入、第一項、財産運用収入、五百七十八万八千円は、長野松代総合病院に貸付けております、旧長野広域病院の土地、建物に係る貸付収入及び財政調整基金の運用利子を計上したものでございます。

第三款、繰入金、第一項、基金繰入金、一億九千三百八十一万八千円は、特別養護老人ホームの建設の際に借入れた起債等の償還費の財源として、財政調整基金を繰り入れるものでございます。

第四款、繰越金、一億二千五百五十四万六千円は、前年度からの繰越金でございます。

第五款、諸収入、十七万一千円のうち、第一項の預金利子一千円は、歳計現金の預金利子、次の第二項、雑入、十七万円につきましては、職員共同研修に係る参加市町村からの負担金等でございます。

以上で、一般会計予算の説明を終わります。
次に、三十七ページを御覧いただきたいと存じます。

議案第二号、平成十九年度長野広域連合老人福祉施設等運営事業特別会計予算について御説明申し上げます。

この特別会計は、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、デイサービスセンター及び在宅介護支援センターの管理運営を行うものでございます。

第一条において、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ二十八億九千七百九十八万五千円とし、第二条において、地方自治法第二百十

四条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額を四十ページの第二表、債務負担行為のとおりと定めさせていただくものでございます。

第三条、歳出予算の流用は、人件費に過不足が生じた場合、同一款内の各項目間の流用を認めていただくものでございます。

三十九ページを御覧いただきたいと存じます。

第一表、歳入歳出予算の歳出から款を追って御説明申し上げます。

第一款、民生費、二十八億九千七百九十八万五千円のうち、第一項、養護老人ホーム松寿荘運営費、二億一千百一十一万八千円は、養護老人ホーム松寿荘の施設運営に係る人件費など一般管理的経費と定員百名に係る賄材料費のほか、利用者のための生活費を計上したものでございます。

第二項、養護老人ホームはにしな寮運営費、一億三千六百八十九万六千円は、施設運営に係る一般管理的経費のほか、定員六十名に係る生活費を計上したものでございます。

第三項、特別養護老人ホーム運営費、二十四億六百七十七万三千円は、特別養護老人ホーム八施設に係る一般管理的経費のほか、定員五百五十六名に係る生活費等を計上したものでございます。

第四項、デイサービスセンター運営費、一億二千五百九十七万五千円は、デイサービスセンター三施設に係る一般管理的経費のほかサービス提供に係る経費を計上したものでございます。

第五項、在宅介護支援センター運営費、一千二十二万一千円は、長野市及び須坂市から運営を受託しております、在宅介護支援センター二施設の運営に係る人件費などの一般管理的経費でございます。

第六項、財産管理費、七百七十万二千円は、財政調整基金の運用利子を同基金に積立てるための積立金でございます。

次に三十八ページの歳入について、御説明申し上げます。

第一款、サービス収入、二十四億九千六百五十五万二千円は、特別養護老人ホーム及びデイサービスセンターの運営に係るサービス収入でございます。

第一項、介護給付費収入、十八億七千三百九十万六千円は、介護サービスに係る介護保険からの収入でございます。

第二項、自己負担金収入、六億二千二百六十四万五千円は、同じく介護サービスに係る利用者本人からの負担金でございます。

第二款、分担金及び負担金、第一項、負担金、二億六千二百九十四万二千円は、養護老人ホームに係る措置費負担金のほか、信州新町デイサービスセンター運営に係る、信州新町からの負担金でございます。

第三款、県支出金、第一項、県補助金、一千円は、養護老人ホームはしな寮での産休職員の後替職員雇用に係る県補助金を見込んだものでございます。

第四款、財産収入、第一項、財産運用収入、七百七十万二千円は、財政調整基金の運用による利子収入を見込んだものでございます。

第五款、寄附金、一万円は、各施設に対する寄附金でございます。

第六款、繰入金、第一項、基金繰入金、一億二千三百七十八万八千円は、財政調整基金を施設の運営費財源として繰り入れるものでございます。

第七款、諸収入、二千八百四十万二千円のうち、第一項、受託事業収入一千五百九十七万二千円は、本連合が長野市及び須坂市から受託して

おります、在宅介護支援センターの運営に係る長野市及び須坂市からの受託事業収入が主なものでございます。

第二項、雑入、一千二百四十三万円は、職員の給食費徴収金などの雑収入でございます。

以上で、老人福祉施設等運営事業特別会計予算の説明を終わります。続いて、百三ページを御覧いただきたいと存じます。

議案第三号、平成十九年度長野広域連合長野地域ふるさと市町村圏事業特別会計予算について御説明申し上げます。

この特別会計は、本連合が設置しております十億円のふるさと市町村圏基金の運用益を活用して実施する、各種ソフト事業等について予算化したものでございます。

第一条において、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ九千三百九十八万五千円としたものでございます。

次の百四ページを御覧いただきたいと存じます。

第一表、歳入歳出予算の歳出から御説明申し上げます。

第一款、第一項、広域市町村圏振興整備事業費、九千二百九十八万五千円につきましては、ふるさとフォトコンテスト事業や、参加者から好評をいただいております、ふれあい探訪事業及び広域情報紙エリアなどの作成に要する経費などのほか、新たに消防の広域化の検討に伴う消費試算業務委託料を計上したものでございます。

また、特別養護老人ホーム建設費の財源として、ふるさと市町村圏基金を一般会計へ貸付けたことに伴い、一般会計からの元金償還金を、ふるさと市町村圏基金へ積立てるための積立金を計上いたしました。

第二款 予備費、百万円は、緊急時のやむを得ない支出に備えるもの
でございます。

次に歳入につきまして、御説明申し上げます。

第一款 財産収入、第一項、財産運用収入一千四百九万六千円は、ふ
るさと市町村圏基金の運用から生ずる利子収入でございます。

第二款 繰入金、第一項、一般会計繰入金、七千四百六十一万四千円
は、一般会計へのふるさと市町村圏基金の貸付けに伴い、一般会計から
元金償還金を繰り入れるものでございます。

第三款 繰越金、四百十八万円は、前年度からの繰越金を見込んだも
のでございます。

第四款 諸収入、第一項、雑入、百九万五千円は、ふれあい探訪事業
の参加者負担金及び広域情報紙エリアながのに掲載の広告料収入でござ
います。

以上で議案第一号、第二号及び第二号の説明を終わります。

次に、議案第四号、平成十八年度長野広域連合老人福祉施設等運営事
業特別会計補正予算について御説明申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出に、それぞれ二千八十五万四千円を追加
し、予算総額を歳入歳出それぞれ三十一億八千四百四十八万三千円とす
るものでございます。

補正の内容でございますが、特別養護老人ホーム 七二会荘に入所され
ておりました故清水邦雄様の御遺族から、一千八百九十万円の寄附があ
ったことに伴い、施設利用者の処遇の向上のため、基金に積み立て、今
後の施設運営に使用してまいりたいと考えております。

また、併せて、基金の運用から生じる預金利子が金利の上昇に伴い、
当初の見込額を百九十五万四千円上回ることから、これを基金に積立て
るため、追加をお願いするものでございます。

次に、議案第五号及び議案第六号の、条例の一部改正につきまして御
説明申し上げます。

まず、議案第五号、長野広域連合職員の給与に関する条例の一部を改
正する条例でございますが、第十四条の改正は、扶養手当の額を改める
もので、現在、配偶者以外の扶養親族に係る扶養手当は、二人までが一
人当たり六千円、三人目以降が一人当たり五千円となっておりますが、
今回の改正では、配偶者以外の扶養親族に係る一人当たりの扶養手当の
額を、一律六千円に改めるものでございます。

また、第三十六条の改正は、時間外勤務手当等の算出の基礎となる、
勤務一時間当たりの給与額の算出方法を改めるものでございます。

算出方法でございますが、現行では年間の基本給の総額を土日を除く
年間の勤務時間数で除しておりますが、改正案では、同じく年間の基本
給の総額を土日及び祝日等を除く年間の実勤務時間数で除すよう改める
もので、労働基準法施行規則第十九条の規定に基づき、算出するよう改
めるものでございます。

次に、議案第六号、長野広域連合障害程度区分認定審査会の委員の定
数等を定める条例の一部を改正する条例でございますが、これは、平成
十九年度以降の審査判定件数が、本年度より大幅に減少する見込みのた
め、委員の定数を現行の四十人から二十人に改めるものでございます。

以上、平成十九年度一般会計、特別会計予算、平成十八年度老人福祉

施設等運営事業特別会計の補正予算 条例改正案件につきまして御説明を申し上げます。

第三款 民生費

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

〔進行〕と呼ぶ者あり

○議長（伊藤治通君）以上で説明を終わります。

○議長（伊藤治通君）進行致します。
第四款 衛生費

第四款 衛生費

これより議案質疑に入ります。

議案の質疑は、議案第一号、平成十九年度長野広域連合一般会計予算については、歳出から各款ごとをお願いします。

〔進行〕と呼ぶ者あり

その他の議案につきましては、各議案ごとに一括してお願い致します。

○議長（伊藤治通君）進行致します。

第五款 公債費

それでは、質疑に入ります。

議案第一号、平成十九年度長野広域連合一般会計予算 第一条 第一表、歳入歳出予算、歳出から行います。

〔進行〕と呼ぶ者あり

第一款 議会費

○議長（伊藤治通君）進行致します。

第六款 予備費

〔進行〕と呼ぶ者あり

○議長（伊藤治通君）進行致します。

〔進行〕と呼ぶ者あり

第二款 総務費

○議長（伊藤治通君）以上で歳出を終わります。

〔進行〕と呼ぶ者あり

続いて、歳入を行います。

第一款 分担金及び負担金

○議長（伊藤治通君）進行致します。

(「進行」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤治通君) 進行致します。

第二款 財産収入

(「進行」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤治通君) 進行致します。

第三款 繰入金

(「進行」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤治通君) 進行致します。

第四款 繰越金

(「進行」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤治通君) 進行致します。

第五款 諸収入

(「進行」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤治通君) 進行致します。

次に、第一条、債務負担行為

(「進行」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤治通君) 進行致します。

次に、第二条、一時借入金

(「進行」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤治通君) 進行致します。

次に、第四条、歳出予算の流用

(「進行」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤治通君) 以上で、議案第一号を終わります。

次に、議案第一号、平成十九年度長野広域連合老人福祉施設等運営事業特別会計予算、第一条、第一表、歳入歳出予算、第二条、債務負担行為、第二条、歳出予算の流用、一括で質疑をお願いします。

(「進行」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤治通君) 進行致します。次に、議案第三号、平成十九年度長野広域連合長野地域ふるさと市町村圏事業特別会計予算、同じく、一括

で質疑をお願いします。

〔進行〕と呼ぶ者あり

○議長（伊藤治通君） 進行致します。

次に、議案第四号、平成十八年度長野広域連合老人福祉施設等運営事業特別会計補正予算について質疑をお願いします。

〔進行〕と呼ぶ者あり

○議長（伊藤治通君） 進行致します。

次に、議案第五号、長野広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について質疑をお願いします。

〔進行〕と呼ぶ者あり

○議長（伊藤治通君） 進行致します。

次に、議案第六号、長野広域連合障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例について質疑をお願いします。

〔進行〕と呼ぶ者あり

○議長（伊藤治通君） 進行致します。

以上で、議案の質疑を終結致します。

議案第一号から議案第六号まで、以上六件、お手元に配布しました委員会付託表のとおり、それぞれ関係の委員会に付託致します。

次に、議案第七号、公平委員会委員の選任についてを議題と致します。理事者の説明を求めます。

鷺澤正一連合長

○広域連合長（鷺澤正一君） 議案第七号、公平委員会委員の選任について御説明申し上げます。

これは、三名の委員のうち、藤本廣美氏から、去る十二月二十七日付で辞任の申出がありましたので、後任といたしまして、長野市大字南堀二十六番地十五、篠原澄子氏を選任いたしたく、地方公務員法第九条の二第二項の規定により提出するものであります。

篠原氏は、長野市総務部広報課長、生活部長、長野県市町村職員研修センター次長などの要職を歴任され、現在は、長野市公平委員会委員に御就任いただいております。

何とぞ御同意をお願いします。

○議長（伊藤治通君） 以上で説明を終わります。

お諮り致します。

本件に関しては、質疑、討論、委員会付託を省略して、ただちに採決にはいたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの発言あり)

○議長(伊藤治通君) ご異議なしと認めます。

採決にはいりません。

採決を行います。

本件を原案のとおり選任について同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(伊藤治通君) 全員賛成と認めます。

よって、本件は原案のとおり選任について同意することに決しました。ただ今より、常任委員会開催のため、午後四時まで休憩致します。

(休憩) 二時十二分

(再開) 四時

○議長(伊藤治通君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより、福祉環境委員会委員長の互選の結果を御報告申し上げます。

福祉環境委員会委員長、善財文夫君。

以上のとおりであります。

議案第一号から議案六号、以上六件一括議題と致します。

各委員会の審査が終了致しておりますので、これより委員会の審査の経過並びに結果について、各委員長から報告を求めます。

初めに、総務委員会委員長、田沢佑一君。

○総務委員会委員長(田沢佑一君) 十七番、田沢佑二でございます。

私から、長野広域連合議会定例会におきまして、総務委員会に付託されました議案の審査の結果につきまして、御報告申し上げます。

審査の結果につきましては、お手元に配布されております総務委員会決定報告書のとおり決定した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長(伊藤治通君) 以上をもちまして、総務委員会委員長の報告を終わります。

続いて、福祉環境委員会委員長、善財文夫君。

○福祉環境委員会委員長(善財文夫君) 十五番、善財文夫君でございます。

私から、長野広域連合議会定例会におきまして、福祉環境委員会に付託されました議案の審査の結果につきまして、御報告申し上げます。

審査の結果につきましては、お手元に配布されております福祉環境委員会決定報告書のとおり決定した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長(伊藤治通君) 以上をもちまして、福祉環境委員会委員長の報告を

終わります。

ただ今から、各委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

初めに、総務委員会所管の議案第二号、平成十九年度長野広域連合長野地域ふるさと市町村圏事業特別会計予算。

質疑、討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

採決を行います。

委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(伊藤治通君) 全員賛成と認めます。

よって、委員長報告のとおり可決されました。

次に、同じく総務委員会所管の議案第五号、長野広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

質疑、討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

採決を行います。

委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(伊藤治通君) 全員賛成と認めます。

よって、委員長報告のとおり可決されました。

次に、福祉環境委員会所管の議案第二号、平成十九年度長野広域連合

老人福祉施設等運営事業特別会計予算。

質疑、討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

採決を行います。

委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(伊藤治通君) 全員賛成と認めます。

よって、委員長報告のとおり可決されました。

次に、同じく福祉環境委員会所管の議案第四号、平成十八年度長野広域連合老人福祉施設等運営事業特別会計補正予算。

質疑、討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

採決を行います。

委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(伊藤治通君) 全員賛成と認めます。

よって、委員長報告のとおり可決されました。

次に、同じく福祉環境委員会所管の議案第六号、長野広域連合障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例。

質疑、討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

採決を行います。

委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(伊藤治通君) 全員賛成と認めます。

よって、委員長報告のとおり可決されました。

次に、各常任委員会所管の議案第一号、平成十九年度長野広域連合一般会計予算。

質疑、討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

採決を行います。

委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(伊藤治通君) 賛成多数と認めます。

よって、委員長報告のとおり可決されました。

以上をもちまして、本議会定例会に提出されました案件の審議は全て終了致しました。

次に、広域連合長から発言を求められておりますので、これを許可します。

鷺澤正一 連合長

○広域連合長(鷺澤正一君) 二月長野広域連合議会定例会の閉会に当たりまして、御礼のごあいさつを申し上げます。

本日提出いたしました案件につきまして、原案とおり御決定をいただきまして、誠にありがとうございました。

厚く御礼を申し上げます。

現在、本連合においては、ごみ処理施設の建設や、新たな介護保険制度に対応した高齢者福祉施設の運営をはじめ、重要な課題が山積しておりますが、今後も広域行政の推進に当たりましては、関係市町村と協力し、住民福祉の向上に努めてまいりますので、議員の皆様のご御支援、御協力をお願い申し上げます。

今年の冬は、昨年とは一転して、雪の少ない暖かな冬となっておりますが、まだ厳しい寒さも続いております。

議員の皆様には、健康に十分御留意をいただきまして、ますますの御活躍を祈念申し上げます、閉会のごあいさつといたします。

どうもありがとうございました。

○議長(伊藤治通君) 以上をもちまして、平成十九年二月長野広域連合議会定例会を閉会します。

午後四時九分

地方自治法第二百三十三条第二項の規定により署名する。

平成十九年五月七日

議長 伊藤 治 通

副議長 中澤 直 人

署名議員 風間 俊 宣

署名議員 久保田 良 一